

1 はじめに

みなさんは、これから、歴史や伝統、先輩、教員等によって築かれた大学でキャンパスライフ(=大学生活)を送ることになります。

これから始まる生活は、これまでの高校などでの生活とは異なったところがたくさんあり、さまざまな「ルール」があります。

ここでは、「学生生活の手引き」の中でも大切なことを概説します。

◆学生への通知方法について

大学から学生のみなさんへの通知・連絡事項は、メール・ホームページ・掲示板により行います。学生は、メール等を確認する習慣をつけてください。

一度通知・連絡された事項は、学生全体に周知されたものとみなします。万一、見落としたことにより不利益を被った場合でも、学生本人の責任となりますので注意してください。

メール

学内メール(Gメール)を確認してください。

ホームページ

大学ホームページの「学生専用」ページ、「学生生活」→「[在学生の方へ](#)」を確認してください。

掲示板

各キャンパスの掲示板の場所は次のとおり。

永平寺キャンパス	本部棟1階
小浜キャンパス	学部棟1階
かつみキャンパス	学科棟1階
あわらキャンパス	管理・研究棟1階

この他、永平寺キャンパスではアトリウム、学生会館、各学部棟にも掲示板が設置されています。学生ポータルサイト「[つぐみ掲示板](#)」もあります。

学内でのwi-fiの使用に関することや、情報機器やシステムに関するパスワードやIDについては、情報センターに相談してください。

◆学生カウンター

各キャンパスの学生カウンターは、永平寺キャンパスは本部棟1階、小浜キャンパスは学部棟1階、かつみキャンパスは学科棟1階、あわらキャンパスは管理・研究棟1階です。

履修に関すること、証明書に関すること、学校学生生徒旅客運賃割引証(いわゆる「学割証」)

の発行、授業料免除に関すること、海外留学・研修に関すること、大学生活で困ったこと、大学への要望等は、学生カウンターで取り扱っていますので、気軽に立ち寄ってください。

また、住所・氏名等の変更、休学・復学・退学の諸手続もこの学生カウンターで行います。

ただし、かつみキャンパス、あわらキャンパスでは、可能な手続きに限りがあります。詳しくは各キャンパスにお問い合わせください。

◆学生の呼び出し、問い合わせ等

本学では、学外(家族や友人を含む)からの学生個人やサークルに対する電話等による呼び出しや伝言は、原則として取り次ぎません。

また、外部からの在籍確認、学生の住所や電話番号などの個人情報の問い合わせに関しても、一切応じませんので、あらかじめ家族や友人にも知らせておいてください。

◆学生個人あての郵便物・荷物

大学では学生個人あての郵便物や荷物の受取は行いません。個人の郵便物や荷物の送付先を大学にしないよう注意してください。

◆授業



自分で作成した時間割に従い、授業に出席し、勉学に励んでください。履修登録の方法については、各学期始めのオリエンテーションで説明します。

◆教室

授業を行う教室は、時間割に記載されています。教室の番号の見方はP18「15 施設設備 ◆教室・学部棟」を参照してください。

なお、教室変更を行う場合がありますので、掲示板の教室変更の掲示を確認するようにしてください。

また教室変更についてはP2「◆休講・補講」情報と同様に、大学ホームページに掲載されません。

学生生活の手引き(Web版)	つぐみ掲示板
 https://www.fau.ac.jp/campus_life/students/handbook.html	 https://sites.google.com/a/fau.ac.jp/tei/iban/

◆休講・補講

授業は、先生の都合等により休講（授業が休みになること）になることがあります。

休講情報は大学ホームページから見るができます。

気象警報発令等により急きょ遠隔授業（遠隔授業が困難な場合は休講）に変更される場合があります。その場合は大学ホームページのトップ画面に掲載しますので気象警報等が発令された時にも、確認するようにしてください。

なお、休講になった授業については、原則、補講が行われます。補講についても、休講の場合と同様、大学ホームページに掲載します。

◆欠席

例えば風邪をひいて授業を欠席する場合、受講科目の先生からの指示がない限り、講義要綱記載のアドレスにあらかじめメールするか、次回の授業に出席した時に、先生に前回の欠席理由を伝えてください。

下記の場合は公欠となりますので「公欠届」を学生カウンターに提出してください。詳しくは教育推進課にお問い合わせください。

- ・忌引き
- ・感染症による出席停止
- ・裁判員として職務に従事する場合
- ・その他学長が特に必要と認める場合

上記以外の疾病その他やむを得ない事由により連続して7日以上欠席しようとする場合は、あらかじめ「欠席届」を学生カウンターへ提出してください。やむを得ない理由によりあらかじめ提出できなかった時は、その理由を付して事後速やかに提出してください。

なお、疾病または負傷による場合は医師の診断書が必要です。

出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合には、その科目の単位（単位とは何かについてはオリエンテーションで説明します。）は与えられませんので注意してください。

◆期末試験における不正行為の取扱い

期末試験における不正行為については、福井県立大学学則、履修規程等により厳しい処分が科されますので、不正行為はもちろん、紛らわしい行為はしないよう注意してください。

万一、不正行為があった場合・・・

一般教育科目で不正があった場合、すべての学部において、一般教育科目の当該学期におけるすべての授業科目の単位が与えられません。

専門科目で不正があった場合、経済学部と看護福祉学部は、一般教育科目と専門科目の当該学期におけるすべての授業科目の単位が与えられません。生物資源学部と海洋生物資源学部は、その都度、教授会で決定します。

キャリア教育科目で不正があった場合、キャリア教育科目の当該学期におけるすべての授業科目の単位が与えられません。

教職課程における卒業要件単位に算入しない科目で不正があった場合、すべての学部において、当該学期におけるすべての教職に関する科目、道德教育研究、職業指導論について単位が与えられません。

同じ科目であっても、学生が一般教育科目として履修している場合は、一般教育科目のルールで、専門科目として履修している場合には、当該学部の専門科目のルールに従っていただきます。

そのほか、退学・停学等を含む厳しい処分が科されることがありますので、注意してください。

2 窓口案内

◆永平寺キャンパス

部署・組織		区分	学生に関する主な業務	事務取扱時間
学生 カウン ター (本 部 棟 1階)	教育推進課	履修	履修単位・科目、成績通知書、追試験願、再試験願、教職課程、オナースプログラム、公欠届	8:30~18:10
		証明	証明書の発行(教育職員普通免許状取得見込証明、その他履修に関する諸証明)	
		施設利用	教室(教育推進課にて使用状況確認後⇒財務課に申請)	
	入試企画室	入試	入学者選抜試験、入学者選抜試験成績等開示	
	国際・留学支援課	多文化交流・留学等	TOEIC IP、県グローバル人材基金奨学金等の手続き(留学等の相談、留学生サポートは、ワールドカフェで対応)	
	就職・生活支援課	証明	証明書の発行(学生証、在学証明、成績(単位取得)証明、卒業・修了(見込)証明、健康診断証明、学割証等)	
		学籍	学生および保証人の住所・氏名等の変更(身上異動届)、欠席・休学・復学・退学の手続き	
		授業料	授業料の免除・納付期限延長の手続き	
		奨学金	日本学生支援機構奨学金等の手続き	
		課外活動	学内団体の設立・変更・継続・解散の手続き 学内での集会・催物等の開催、印刷物(ポスター・チラシ・新聞等)の配布・掲示、寄附募集等の手続き	
福利厚生	個人ロッカー貸出、レクリエーション用品貸出、文化施設等利用補助、学生活動助成、学生教育研究災害傷害保険等			
国際・留学支援課 ワールドカフェ (共通講義棟2階)	多文化交流・留学等	留学など海外活動に関する相談、多文化交流、留学生サポート	11:00~17:00 (8:30~11:00) および休業中は要予約	
キャリアセンター	就職	キャリア相談・就職相談、履歴書配布、企業情報提供、就職ガイダンス、企業説明会、公務員ガイダンス等	8:30~18:10	
保健・学生 相談センター (学生会館2階)	保健管理室	保健	健康管理、健康相談、公認心理師によるカウンセリング	9:00~17:00
	学生相談室	相談	キャンパスソーシャルワーカーによる悩みごと相談	9:00~17:00
地域連携本部 (地域経済研究所1階)	課外活動	地域活動に関する相談	8:30~17:15	
財務課 (本部棟2階)	授業料	授業料の納付	8:30~17:15	
情報センター (図書館棟2階)	施設利用	教室(教育推進課にて使用状況確認後)・体育館・講堂・多目的ホール・学生会館等施設設備の利用、火気の使用許可		
		共通情報演習室の利用(※情報演習室の利用時間はP20参照)、学内でのwi-fiの使用に関する事、情報機器やシステムに関するパスワードやIDについて		
図書館		図書の貸出・返却・予約、文献複写、相互貸借、レファレンス(調査相談)、他大学図書館の利用、その他図書館利用全般、ロビーの利用	P19~20 参照	

◆小浜キャンパス、かつみキャンパス

部署・組織	学生に関する主な業務	事務取扱時間
企画サービス室 (海洋生物資源学部棟1階)	上記「学生に関する主な業務」の小浜、かつみキャンパス学生に関する事	8:30~17:15
	図書館小浜分館(海洋生物資源学部棟2階)の利用	P19参照
	保健・学生相談室の利用	P14参照

※1 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日~1月3日)は業務を行いません。なお、休業期間中の事務取扱時間は、9:00~17:00です。

※2 小浜キャンパス、かつみキャンパスにおける各種手続きの窓口は、全て小浜キャンパス企画サービス室となります。

※3 あわらキャンパスでは、可能な手続きに限りがあります。詳しくはあわらキャンパスにお問い合わせください。

3 各種証明書

在学学生は、各キャンパスの学生カウンター等に設置している証明書自動発行機からの発行の他、学生カウンターでの対面による申請や郵送による申請で証明書の発行が可能です。（※電話やメール・FAXでの申請は不可。）

証明書自動発行機にて取り扱う証明書は当日発行が可能です。それ以外発行については、発行までに数日を要する（約5～7日）ことがありますので、余裕をもって申請してください。

英文証明や特殊な証明書の場合、交付まで1週間程度を要することがあります。日数には十分に余裕をもって申請してください。

◆証明書一覧

証明書の種類	交付日	交付期間および注意事項
在学証明書	当日 (自動発行機) ※土・日・祝休止	年度末の数日間は交付できません。休学中は交付できません。
成績証明書		各期末の数日間は交付できません。
卒業・修了(見込)証明書		最終年次生の4月10日頃から学位授与式の前日まで
健康診断証明書		学内健康診断受診後概ね1か月後から翌年3月15日まで。卒業・退学後には発行できません。 ※自動発行機で交付されるのは、健康診断項目がすべて「異常なし」の学生のみです。 その他の学生は、申込書により保健管理室へ申請⇒翌日交付
学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)		申請および使用にあたっては、下記〈使用条件〉に注意してください。
通学証明書	申込日から約1週間後	新入学生は、前期オリエンテーション初日から申込みを受け付けます。
教育職員普通免許状取得見込証明書		最終年次生の5月1日頃から学位授与式の前日まで

※各機関において様式の定められた証明書については、証明書を提示の上、相談してください。

◆学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)使用条件

割引の内容	普通運賃の2割引(利用区間:JR線利用区間が片道100kmを超える区間)
有効期間	発行日から3か月以内(在籍期間のみ使用可)
使用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇、所用による帰省 ・実験実習などの正課の教育活動 ・学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動 ・就職、進学のための受験など ・学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加 ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 ・保護者の旅行への随行
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する際は学生証の提示が必要です。 ・他人の学割証で乗車券を購入、および学割証で購入した乗車券の他人への譲渡などの不正使用をすると多額の追徴金が課せられます。また、大学が発行停止の処分を受け、他の学生も学割証が使用できなくなりますので、絶対に不正使用はしないでください。

学割証とは別に、学生団体運賃割引制度(団体割引)があります。課外活動・ゼミ等で、学生8名以上(引率教職員1名以上)の旅行に適用され、割引は5割です。申込みは9か月前から14日前までに駅窓口で行ってください。

4 学生証と学籍番号

◆学生証

学生証は、みなさんが本学の学生であることを証明する大切なものです。常に携帯するとともに、紛失、破損、盗難などがないように注意して取り扱ってください。

学生証の機能

- ・身分証明書
- ・学内試験等の際の本人確認
- ・各種証明書を受領する際の本人確認
- ・図書館、情報演習室の施設利用等

有効期限・返還の義務

学生証は入学時に交付します。有効期限は標準修業年限です。また、卒業・修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに大学に返還する義務が生じますので、学生カウンターへ返却してください。

再交付の手続き

学生証を紛失・破損した(磁気不良になった)ときや盗難に遭ったとき、または有効期限を延長する必要が生じた場合は、速やかに学生カウンターに「学生証再交付願」を提出してください。

なお、紛失により再交付する場合は手数料(1,000円)が必要です。

仮学生証

学内試験時には学生証を必ず持参し、机上に提示しなければ受験できません。もし、学生証を忘れた場合は、試験当日のみ有効の仮学生証を学生カウンターで発行します。その際は、必ず運転免許証など本人であることが証明できるものを提示してください。

禁止事項

学生証を他人に貸与および譲渡することは固く禁止されています。

◆学籍番号

学籍番号は8桁の数字等で構成され、各自固有のものであります。各種申請や確認等の時に必要になるので、正確に覚えておいてください。

学籍番号

(例)

2 4	1 9	0 0 1 0
入学年度 (西暦)	学部・学科等 コード	個人番号

学部・学科等コード

学部

- 11 … 経済学部 経済学科
- 12 … 経済学部 経営学科
- 21 … 生物資源学部 生物資源学科
- 23 … 生物資源学部 創造農学科
- 41 … 海洋生物資源学部 海洋生物資源学科
- 42 … 海洋生物資源学部 先端増養殖科学科
- 31 … 看護福祉学部 看護学科
- 32 … 看護福祉学部 社会福祉学科

大学院修士課程、博士前期課程

- 71 … 経済・経営学研究科 地域・国際経済政策専攻
- 72 … 経済・経営学研究科 経営学専攻
- 73 … 生物資源学研究科 生物資源学専攻
- 74 … 生物資源学研究科 海洋生物資源学専攻
- 75 … 看護福祉学研究科 看護学専攻
- 76 … 看護福祉学研究科 社会福祉学専攻

大学院博士後期課程

- 91 … 経済・経営学研究科 経済研究専攻
- 93 … 生物資源学研究科 生物資源学専攻
- 94 … 生物資源学研究科 海洋生物資源学専攻
- 95 … 健康生活科学研究科 健康生活科学専攻

※入学年度(西暦)は、編入学生の場合、カリキュラム年度

5 学籍

◆修業年限・在学年限

本学の修業年限（卒業の要件とする在学年数）と在学年限（在学できる年数の上限）は、以下のとおりです。

	修業年限	在学年限
学部	4年	8年
修士課程 博士前期課程	2年	4年
博士後期課程	3年	6年

※休学期間は、修業年限・在学年限に算入しません。

◆氏名、住所、電話番号等の変更

学生および保証人の住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに「身上異動届」を学生カウンターへ提出してください。

特に、学生の氏名や住所は、証明書、学位記、免許状などに使用されますので、変更があった場合は必ず「身上異動届」を提出してください。

◆休学

疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、休学しようとする日より前に、学生カウンターへ「休学願」を提出してください。学期の初めからの休学を希望する場合、新しい学期が始まる前に（前期は3月、後期は9月までに）学生カウンターへ提出してください。

休学期間

1度に申請できる期間は1年以内です。

休学期間は、在学年限には算入しません。ただし、以下のとおり休学期間の通算年限を超えることはできません。

	休学期間の通算年限
学部	4年
修士課程 博士前期課程	2年
博士後期課程	3年

休学期間の延長

休学期間の延長が必要な場合は、「休学期間延長願」を提出してください。この場合の手続きも、当初の休学時に準じて行ってください。

◆復学

休学している者が復学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、復学しようとする日より前に、学生カウンターへ「復学願」を提出してください。

◆退学

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合は、あらかじめ学生相談担当教員等へ相談後、退学しようとする日より前に、学生カウンターへ「退学願」を提出してください。

◆除籍

在学年限に達した者、休学期間の通算年限（「◆休学」参照）に達しても復学することができない者、授業料の未納者などは除籍されます。

◆懲戒

学則その他本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした場合は、懲戒（訓告、停学、退学）となります。

6 留学等・単位互換制度

◆海外留学派遣制度

本学では、学生の学力の向上と国際感覚の育成を図ることを目的として海外留学派遣制度を設けています。短期海外研修と長期海外研修があり、この制度により、本学が指定する外国の大学等(以下、「指定大学」という。)において習得した単位は、本学の規程の範囲内において認定されます。ただし、認定する単位数等に制限があります。また、この制度を利用して留学した学生に対して、費用の一部を本学から補助する制度があります。詳しくは国際・留学支援課にお問い合わせください。

※海外留学派遣制度は、年度によって指定大学、授業内容等が変更される場合があります。

※留学派遣先の国・地域の外務省危険情報等を踏まえ、募集および現地派遣を中止する場合があります。

※海外留学のため本学の期末試験が受けられない場合は、追試験が受けられます。また海外留学中に、帰国後の本学科目の履修登録ができる制度があります。詳しくは教育推進課にお問い合わせください。

◎短期海外研修

1週間～1か月程度の海外研修で、本学の休業期間中に実施します。

海外英語研修プログラム

2年次生以上を対象に、夏季休業期間中に約4～5週間、オーストラリアやイギリス、アメリカ、カナダの大学等で集中的に英語学習を行います。

フィンドレー大学看護福祉研修

看護福祉学部2年次生を対象に、春季休業期間中に約2～3週間、フィンドレー大学(アメリカ)の保健専門学部で看護福祉研修を行います。

協定校サマープログラム

海外協定校が、夏季休業期間中に2～3週間程度実施するプログラムです。

実施校や内容については、国際・留学支援課にお問い合わせください。

◎長期海外研修(交換留学、認定留学)

主に2年次生以上を対象とした6か月～1年程度の研修です。学術交流協定を締結している協定校との間で実施します。

協定校

中国	浙江財経大学、吉林大学、浙江工商大学、山東師範大学
韓国	江陵原州大学校、全南大学校、大邱カトリック大学校
台湾	高雄科技大学、宜蘭大学、台中科技大学
ベトナム	ホーチミン市人文社会科学大学、貿易大学
タイ	カセサート大学
アメリカ	フィンドレー大学
イギリス	チチェスターカレッジ(認定留学)
カナダ	トロント大学 SCS(認定留学)

出願資格

派遣時に本学に在籍する学生

授業料等

交換留学の場合は、協定校の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料です(大学によって条件が異なります)。ただし、留学期間中も本学の授業料は支払う必要があります。

履修期間

履修期間として1年または前期もしくは後期

留学できる学生の数

1大学、1学期につき1～5名程度。大学によって受入人数が異なります。

協定校の授業における使用言語

原則としてその大学がある国の母国語。一部、英語で履修可能な大学もあります(TOEFL / IELTS基準)。

留学に係る費用

協定校までの渡航費、履修期間中における滞在費、海外旅行保険等は本人負担となります。

渡航情報登録

渡航期間に応じて外務省海外旅行登録「たびレジ」または「在留届:ORRネット」に登録を義務付けます。

海外保険加入

渡航期間に関係なく、海外留学を行う学生は海外旅行者傷害保険および危機管理サービス(OSSMA※)に必ず加入し、安全な留学生活が送れるよう支援します。

※海外で困り事が発生した場合の日本語ヘルプサービスや災害時等の安否確認サービス等が受けられます。

◆海外自主研修への補助制度

学生の専門性を高める分野での自主的な研修やボランティア活動に対して、費用の一部を補助します。

◆チューター

チューターは、日本の生活に不慣れな外国人留学生の学業および生活についてサポート等を行います。学内から募集します。

◆取次申請

外国人留学生が日本で留学を継続するためには、以下のような手続きが必要となりますが、本人に代って大学が在留資格審査関係の申請取次ぎをする取次申請制度を利用することができます。いずれの申請も、パスポート、在留カードが必要となります。手数料や必要書類が申請の種類によって異なるので、国際・留学支援課で早めに相談してください。

在留期間更新許可申請

在留期間を超えて引き続き日本に滞在する場合には、満了する日のおおむね3か月前から更新手続きを行うことができます。在留期間を超えて滞在すると処罰の対象となるので余裕をもって更新手続きを行ってください。

資格外活動許可申請

留学中は学修以外の活動は認められません。アルバイトを行おうとする場合には必ずこの手続きが必要です。また、アルバイトの内容や、活動時間に制限があるので注意してください。

活動機関に関する届出

他機関から入学・転学や編入する場合、卒業・修了や退学など、大学から籍が無くなる場合、また、他の大学に転学・進学する場合、14日以内に入国管理局に届け出が必要です。

◆単位互換制度

本学在学中に県内他大学等で修得した単位が、本学単位として認定される制度です。

各大学等においてさまざまな分野の授業科目が開放されますので、自分の専攻分野の知識を深めたい人、自分の興味や関心がある分野について学んでみたい人は学生カウンターに問い合わせてください。

授業を受けることができる大学等

福井大学、福井工業大学、仁愛大学、敦賀市立看護大学、放送大学、仁愛女子短期大学、福井医療大学、福井工業高等専門学校

出願資格

派遣時に本学在籍の学生

授業料等

検定料、入学料、授業料は無料です。

ただし、放送大学は授業料が必要となりますが、一定の基準を満たした場合に大学から同額の助成金を支給します。

受講できる科目

他大学等で開講されている「単位互換開放科目」

7 授業料

◆授業料の額

令和6年4月1日現在

区分	授業料	納入期限
前期分	267,900円	5月12日
後期分	267,900円	11月12日

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。納入期限が土・日・祝日に当たる場合は、その直後の平日が納入期限となります。

◆納入方法

授業料は前期と後期の2回に分けて納入してください。

入学年度の前期授業料は、「振込依頼書」によって、納入期限までに金融機関窓口で納入してください。

1年次の後期分からは、原則として、「預金口座からの自動引き落とし」により授業料を徴収しますので新入生(大学院生を含む)は「福井県立大学授業料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を財務課(永平寺キャンパス本部棟2階)へ提出してください。

引落日は、各学期始めのオリエンテーションでお知らせするほか、口座振替通知書等でもお知らせしますので、引落日の前日までに口座に入金しておいてください。

なお、授業料の免除等の申請をした人、残高不足等により預金引き落としができなかった人には、「振込依頼書」を発行しますので、金融機関窓口で納入してください。

福井銀行本支店の窓口で振込依頼書を使って振り込む場合は、振込手数料はかかりませんが、福井銀行本支店以外から振り込む場合の振込手数料は納入者の負担となります。

なお、郵便局および大学窓口での納入はできません。

授業料を期間内に納入しない場合は、学則に基づき除籍となり、学生の身分を失うこととなりますので注意してください。

◆授業料の免除・納付期限の延長

経済的な事情または不測の災害などにより、授業料の納入が困難であり、学業成績が優秀であると認められる学生は、授業料の免除または納付期限の延長を受けることができます。

授業料の免除または納付期限の延長を希望する場合は、定められた期限までに、授業料免除・徴収猶予申請書を学生カウンターへ提出してください。

この場合、日本学生支援機構などの奨学金を申請・受給することが条件になっていますのでご注意ください(留学生・大学院生除く)。

なお、申請の結果、授業料の免除または納付期限の延長が受けられず授業料の納入が困難であるような場合は、早めに学生カウンター(就職・生活支援課)に相談してください。

◆休学期間の授業料

休学願を提出し、学長の許可を得て休学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期または後期の途中で休学	当該期の授業料を徴収する。ただし、4月中または10月中から休学する場合は、休学の翌月からの授業料を月割りで免除する。
前期または後期の全期間を休学	当該期の授業料は徴収しない。

◆退学時の授業料

退学願を提出し、学長の許可を得て退学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期末をもって退学	後期からの授業料は免除する。
前期または後期の途中で退学	退学の翌月からの授業料を月割りで免除する。

◆特待生制度

学業成績が特に優れ、かつ、人物が優秀であると認められる学生について、学期ごとに、各学科および1年次生を除く各年次1名(経済学部にあつては各学科2名)の学生を特待生とし、奨学金を支給します。

8 奨学金制度

◆奨学金の種類

奨学金には、日本学生支援機構と、その他地方公共団体や公益法人・営利法人等が行うものがあります。

奨学金には、貸与(返還義務のあるもの)と給付(返還義務のないもの)があり、多くの奨学金は貸与奨学金です。貸与奨学金は、卒業後、返還義務が生じますので、注意してください。

◆日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構では、成績(学業)の優れた学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金の給付、貸与を行っています。

種類

・給付奨学金

授業料免除と併せて給付される、返還義務のない奨学金です。ただし、学業成績の不振等がある場合は、返還を求められる場合もあります(留学生・大学院生除く)。

・第一種奨学金

返還義務のある無利子の奨学金です。給付奨学金と併給する場合は、月額に制限が設けられます。

・第二種奨学金

返還義務のある有利子の奨学金です。給付、第一種奨学金との併給も可能です。

募集

毎年4月～5月、9月～10月に日本学生支援機構の奨学金を募集しています。募集があった場合は学内メール(Gメール)、本学ホームページにて掲示しますので確認してください。

応募手続

希望者は学生カウンターで必要書類を受け取り、記入漏れや提出書類に不備がないことを確認の上、所定の期日までに提出してください。さらに、インターネットでの入力手続を行ってください。

その後、大学から日本学生支援機構に奨学生の推薦を行うこととなりますが、推薦にあたっては、出願者の人物、学力等について審査します。

採用の決定

採用の決定は、日本学生支援機構が行いますが、採用の有無は大学を通じて本人あてに通知します。

予約採用候補者

高等学校在学中に給付奨学金(入学料免除、授業料免除含む)、第一種奨学金または第二種奨学金の予約を行い、採用候補者決定通知を受けている場合は、直ちに「採用候補者決定通知」を大学へ提出してください。なお、奨学金の種類によって、提出書類が異なりますので、説明会等で確認してください。提出した採用候補者に対し「ユーザーID」、「パスワード」を配布するので、「進学届」をインターネットにより入力してください。これにより候補者は、奨学生として本採用されます。

奨学金継続手続

奨学生として採用された学生は、毎年12～1月に必ずインターネットにより継続手続をしてください。入力に必要な書類等の配布時期、配布方法、手続き期限は大学ホームページ、学内メール(Gメール)により連絡します。

手続きを怠ると奨学金の給付、貸与が打ち切られますので注意してください。

適格認定

・給付奨学生(授業料免除含む)の場合

毎年2回、給付奨学生として適格性を有しているか否か等を審査する適格認定を行います。適格認定は、学業、経済状況の2つの要素に基づき行います。

審査の結果は毎年4月下旬、9月下旬頃に周知します。適格認定の基準は、廃止、停止、警告、支援区分の変更、継続等があります。基準によって授業料免除の有無および金額、給付奨学金の有無および月額が決定します。

・第一種奨学生、第二種奨学生の場合

毎年1回、貸与奨学生として適格性を有しているか否か等を審査する適格認定を行います。適格認定は、人物、学業、経済状況の3つの要素に基づき行います。審査の結果は毎年4月下旬頃に周知します。適格認定の基準は以下の4つです。

基準	
廃止	奨学生としての資格を失います。
停止	一時的に奨学金の振込は停止されますが、停止事由が解除された場合は復活が可能です。
警告	奨学金の振込は継続されますが、引続き、学業成績が向上しない場合は、廃止または停止の認定になります。
継続	奨学金の振込は継続されます。大学および日本学生支援機構からの連絡はありません。

休学・留学・退学時の手続き

速やかに学生カウンターに申し出てください。

◆その他の奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金以外に、地方公共団体、公益法人、営利法人などが行う奨学金制度があります。

これらの団体から募集依頼があったときは、その都度、大学ホームページに掲示するので注意してください。

なお、奨学金の募集については、必ずしも大学に依頼があるとは限らないので、希望者は奨学金制度の有無およびその内容について実施主体へ直接問い合わせてください。

また、看護師を目指す学生を対象とした奨学金制度を設けている病院も増加してきています。

◆奨学金面接における欠席への配慮

奨学金の面接を受けるにあたり授業を欠席する場合、大学より授業担当教員にお知らせします。この制度を利用したい学生は、各キャンパスの学生カウンターまたは大学ホームページから「奨学金の採用面接等における授業の欠席連絡報告書」を取得し、必要事項を記入の上、申請してください。

なお、この申請は公欠ではありません。成績評価にあたっての配慮を行うかについては各授業担当教員の判断となります。

9 学生相談

修学・生活・健康等の学生生活に係る不安や悩み、また授業料の納入など経済的な問題に対して、全学的な相談体制をとっています。学生相談担当教員、保健・学生相談センター（保健管理室、学生相談室）、キャリアセンターなどで様々な悩みごとの相談に対応します。

◆学生相談担当教員

修学や学生生活について相談したいことがあるときは気軽に学生相談担当教員を訪ねてください。学生相談担当教員は以下のとおり配置されています。

学生相談担当教員配置一覧

経済学部(学科ごとに配置)

1年次担当	2年次担当	3年次担当	4年次担当
複数名	前期 基礎ゼミ 担当教員 後期 外書講読Ⅰ 担当教員	演習Ⅰ 担当教員 (演習Ⅰ 非履修者 は学生支 援委員)	演習Ⅱ 担当教員 (演習Ⅱ 非履修者 は学生支 援委員)

生物資源学部

海洋生物資源学部

1年次担当	2年次担当	3年次担当	4年次担当
2名 担任 副担任	2名 担任 副担任	2名 担任 副担任	3名 担任 副担任 および 卒業研究 担当教員

看護福祉学部看護学科

1年次担当	2年次担当	3年次担当	4年次担当
3名 担任1 副担任2	3名 担任1 副担任2	3名 担任1 副担任2	3名 担任1 副担任2

看護福祉学部社会福祉学科

1年次担当	2年次担当	3年次担当	4年次担当
3名 担任1 副担任2	基礎演習 担当教員	社会福祉 演習担当 教員	卒業研究 担当教員

学生相談担当教員配置一覧は、大学ホームページ→「学生生活」→「在学生の方へ」→「学生生活の相談窓口」でお知らせしています。

◆キャンパスソーシャルワーカー

学生生活において、授業に出席できない、やる気が出ない、人とうまくいかないなどの悩みごとに対して、学生相談室のキャンパスソーシャルワーカーが相談に応じます。

また、さまざまな障害を持っている学生の授業配慮や修学環境整備に向けた調整も行います。

困りごとや悩みは、ため込まず、遠慮なく相談してください。秘密は守られますので安心して相談してください。

◎永平寺キャンパス 学生相談室

相談日	毎日(9:00~17:00)
面談場所	学生会館2階 相談室
電話	0776-68-8299
メール	csw-eiheiji@fpu.ac.jp

◎小浜、かつみキャンパス 学生相談室

相談日	週2日(14:00~18:00) ※相談日は毎月掲示します。
面談場所	小浜：海洋生物資源学部棟2階205号室 かつみ：臨海センター内
メール	csw-obama@fpu.ac.jp

◎あわらキャンパス 学生相談室

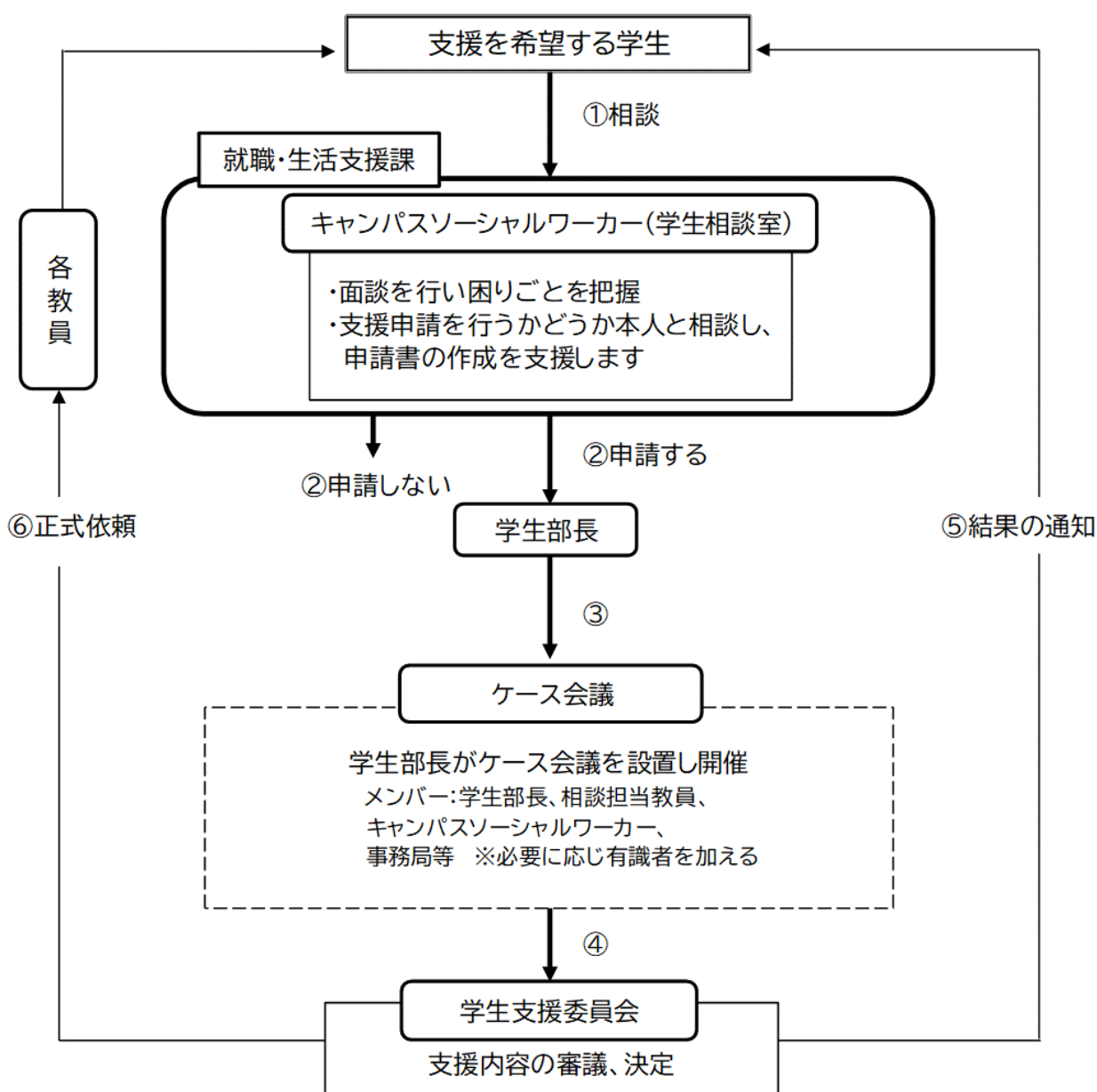
相談日	週2日(火・金)(10:30~14:30)
面談場所	A棟 相談室
メール	j-uemura@fpu.ac.jp

10 障害学生支援

障害のある学生が大学生活を営む上で、修学上の困難やつまずき等が生じた場合、あるいは入学・進級にあたってその不安がある場合は、「学生相談室」に連絡下さい。キャンパスソーシャルワーカーが相談に応じます。障害のある学生が、他の学生と同等な修学環境で教育が受けられるように、教職員や学内の関係部署、学外の関係機関等と連携して支援を行います。

また、授業の理解や単位取得に必要な支援や環境調整を行う合理的配慮を求める事が出来ます。キャンパスソーシャルワーカーが学生の相談に乗りながら一緒に考えます。大学では、配慮申請が提出されますと関係教職員と協議し、妥当性を判断し、配慮内容を決定します。本学では学生の意思を尊重し、学生と大学が合意形成の上で、支援機器の提供、学内移動支援、板書撮影の許可、口頭発表や試問にかえて文書での課題提出などの合理的配慮を提供していきます。

修学等の支援(合理的配慮)を希望する学生対応の流れ



11 健康管理

充実した学生生活を送るためには、日ごろから自己の健康管理に努めなければなりません。

保健管理室では、学生の皆さんが心身ともに健康で楽しく有意義な学生生活を送れるように主に下記のような支援をしています。

◆定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法により、受診が義務付けられています。

毎年、学年始めに、全学生を対象とした定期健康診断を実施しますので、必ず受診してください。受診のない場合は、奨学金の出願や実習・就職・進学に必要な健康診断証明書が発行できませんので注意してください。

◆健康相談

学校医（内科医や精神科医）による相談日を予約制で設けています。必要な場合、医療機関への紹介状を発行します。相談日以外は、随時保健職員が相談に応じています。

◆応急処置

保健管理室には休養ベッドがあり、講義中や課外活動中などに発病やけがをした場合、休養や簡単な応急手当ができます。

◆カウンセリング

学業、人間関係、進路、恋愛、こころの悩みなどに対して、公認心理師が相談に応じます。

公認心理師によるカウンセリングは予約制で、右表のとおり実施しています。

◆感染症

麻疹（はしか）やインフルエンザなど、他の学生に感染の恐れのある病気の疑いまたは診断をされた場合、出席停止の期間があります。

必ず保健管理室へ連絡を入れるとともに、医師の指示を守ってください。

出席停止期間（※）とは、病原体を多量に排泄することにより他人へ病気をうつしやすい期間のことで、本人の健康回復と感染症の流行を防止するためのものです。

例えば、インフルエンザの場合は、「発病後5日を経過しかつ解熱後2日間」です。

※学校保健安全法第19条に規定。

欠席については、P2「◆欠席」を参照。

◆健康診断証明書

定期健康診断証明書を必要とする場合の手続きは、P4「3 各種証明書」をご覧ください。なお、今年度の健康診断を受けていない場合、証明書は発行できません。

◆健康保険証について

病気やけがにより医療機関の診察を受ける際には、各自の健康保険証が必要です。

◆保健管理室、医務室の利用について

◎永平寺キャンパス 保健管理室

場所：学生会館2階

時間：平日 9:00～17:00

電話：0776-61-6000（内線 1601、1602）

利用内容	利用日時
内科医	予約制
精神科医	予約制
カウンセリング	月～金曜日（13:30～17:00）

◎小浜、かつみキャンパス 医務室

時間：毎週火・木曜日 10:30～14:30

電話：0770-52-6300（内線 2122）

利用内容	利用日時
内科医	随時（予約制）
精神科医	月1回随時（予約制）
カウンセリング	月2回随時（月毎に構内掲示）

※変更は、随時掲示します。保健職員が不在の場合は、企画サービス室（学部棟1階）に申し出てください。

◎あわらキャンパス 医務室

時間：毎週月・火曜日 10:30～14:30

電話：0776-77-1443（内線 405）

利用内容	利用日時
カウンセリング	月2回随時（月毎に構内掲示）

12 福利厚生

◆学生保険

本学では、入学から卒業まで安心して学生生活を送ることができるよう、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」を導入しています。

この制度は、大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、全学生が加入することになっています。

また、任意で上記の保険だけではカバーできない部分を補償する「学研災付帯学生生活総合保険」や「こども総合保険」も取り扱っています。

保険料の内訳・加入コース等の詳細については、各種パンフレットをご覧ください。

なお、加入証書は配布されません。

また、学研災アプリ「Skett Book」から事故報告・保険金請求が可能です。

事故が発生した場合

事故が発生した場合は、発生後 30 日以内に学生カウンターへ報告し、保険請求に必要な書類を受け取ってください。報告を怠ると保険金を請求することができなくなります。

◆個人ロッカー

本学では学生が利用できる個人ロッカーを用意しています。

ロッカー設置場所

永平寺キャンパス	経済学部棟1、2階 生物資源学部棟2階 看護福祉学部棟1、2階
小浜キャンパス	海洋生物資源学部棟3階
あわらキャンパス	教育棟1階

利用を希望する場合は、学生カウンターへ申し出てください。保証金(2,000円)が必要です。使用しなくなった場合には、ロッカーの鍵と引き換えに保証金を返還します。卒業時には、必ず鍵を返却してください。

注意事項

各自責任を持って管理し、返却する時には、ロッカー内を清掃してください。

◆後援会による福利厚生

福井県立大学後援会では、学生の福利厚生を増進するさまざまな支援を行っています。

レクリエーション用品貸出

下記の用品を貸し出しています。利用を希望する場合は、学生カウンターに申し込んでください。

貸出用品…スポーツ用品、プロジェクター、
マイク、文具 等

施設利用補助

文化施設などの利用料金を補助する利用券を配布しています。配布は年度の初めに学生カウンター等で行っています(施設利用補助対象施設、県の文化施設 等)。

学生活動助成

クラブ・サークル活動、学生自治会活動等の課外活動、大学祭、就職、卒業などの学生生活にかかる事業についての助成およびキャリアアップ奨励金等の助成を行っています。詳細は、学生カウンターまたはつぐみ掲示板で確認してください。

13 課外活動

◆学内団体活動手続

学内で団体活動を行う場合は、各内容の必要な書類を学生カウンターに提出してください。

内容	必要な書類	注意事項
団体の設立	団体設立願	本学の専任の教員を顧問とすること
規約等の変更	団体変更届	
団体の継続	団体継続届	大学が指定する日までに提出すること
団体の解散	団体解散届	

大学から団体あての通知・連絡事項は、クラブ代表者会議または学内メール(Gメール)に行います。

◆クラブハウス・器具備品庫

上記の所定の手続きにより設立された団体は、部室としてクラブハウスを使用することができます。ただし、数に限りがあるため、使用できない場合や複数クラブでの相部屋使用となる場合があります。

クラブハウスを使用しようとする団体の責任者は、「クラブハウス部室使用願」を学生カウンターへ提出し、許可を受けなければなりません。なお、許可を受けた場合であっても、目的外の使用、管理者の指示に従わない場合には、許可を取り消すことがあります。クラブハウスを使用できない団体は、クラブハウスと同様の手続きにより器具備品庫を使用することができます。

◆集会、学内掲示、印刷物の配布、寄附募集等

学生または団体が、学内において、集会、掲示、印刷物の配布、寄附募集等を行う場合は、次の手続きを取り、許可を得なければなりません。

内容	必要な書類	注意事項
集会・催物等を行う場合	集会等願	7日前までに学生カウンターへ提出すること
ポスター、立看板等を掲示しようとする場合	掲示しようとするポスターや立看板等	掲示物を学生カウンターへ提出し、許可を受け、検印をもらうこと <掲示上の注意> ・教室、窓、扉、トイレ、天井などには掲示しないこと ・壁、柱等の表面の材質等に注意し、はがれ、破損等の損傷を生じないもので貼付すること ・掲示物には、掲示責任者および連絡先を明示すること ・掲示期間満了後は掲示物を撤去すること
新聞、ビラ等の印刷物を配布しようとする場合	印刷物配布願、配布する印刷物1部	7日前までに学生カウンターへ提出すること ※新聞等定期的に配布する印刷物は、2回目以降は当該印刷物1部を学生カウンターへ提出すること(印刷物配布願は提出不要)
寄附募集、物品販売、署名運動その他これらに類する行為をしようとする場合	寄附募集等願	7日前までに学生カウンターへ提出すること

◆施設の予約について

教室、学生会館等の施設の利用にあたっては、P18「15 施設設備」をご覧ください。

14 キャリアセンター

キャリアセンターでは、学生のキャリア形成を支援するためのキャリア教育科目の開講のほか、就職ガイダンス、就職相談など様々な就職支援を行っています。

◆キャリア形成

1年次生、2年次生に対して、キャリア教育科目が開講されます。キャリア教育科目では、学生一人ひとりが大学での学びを充実させ、将来にわたるキャリアデザインを考えるとともにコミュニケーション能力や行動力など社会で求められる能力を育成します。

◆就職支援体制

3年次生からは就職活動が本格的にスタートします。本学では教職員が一丸となって、学生の就職活動への支援体制をとっています。キャリアセンターには民間企業での職務経験のある就職アドバイザーが常駐し、学生一人ひとりの相談等に応じるとともに求人情報の提供等を行っています。

◆就職情報提供・事務の窓口

就職ガイダンス、企業説明会などの就職に関する情報や連絡事項等は、永平寺キャンパスではキャリアセンター、あわらキャンパスでは学生スペースの専用コーナー、小浜キャンパス・かつみキャンパスではエントランスロビーの掲示板で行う他、つぐみ掲示板のキャリアセンターページにも掲載しています。

また、本学に送付された求人票は、「つぐみナビ」により検索できます(後述「つぐみナビ」参照)。

◆主な就職支援内容

就職ガイダンス

本学の就職アドバイザーをはじめ、就職支援関係機関の方を招いて、就職活動に関する説明会、模擬面接、マナー講座などを実施しています。

就職相談

永平寺キャンパスおよび小浜キャンパスにおいて就職アドバイザーによる就職相談を実施しています。あわらキャンパスの学生には、永平寺キャンパスで実施するほか、出張面接も行います。かつみキャンパスの学生には、小浜キャンパ

スで実施するほか、出張面接も行います。

予約が必要ですので、窓口またはメールで永平寺キャンパスキャリアセンターまたは小浜キャンパスキャリアセンターに申し込んでください。(つぐみナビでも予約できます。)

企業情報提供

就職アドバイザーによる、具体的な企業の情報や採用予定についての情報の提供を随時実施しています。

学内業界研究セミナー

県内外の企業団体等の人事担当者を招き、企業団体等の概要や採用予定などの情報を収集する説明会を開催します。

なお、上記説明会以外にも随時、個別企業説明会を開催します。開催時期は事前に学内掲示およびつぐみ掲示板によりお知らせします。

公務員志望者の支援

公務員の職種や業務内容、試験概要についての説明や、県市町・国家公務員採用担当者を招いての説明会など各種公務員セミナーを実施しています。

また、学内にて民間の専門学校と連携した公務員試験対策講座を実施しています。

つぐみナビ

求人情報、企業説明会情報、就職ガイダンスの開催案内や就職関連のお知らせは、つぐみナビを通じてお知らせします。(大学のホームページ→「就職情報」→「キャリアセンターのサイト」→「つぐみナビ」参照)

就職活動ハンドブック

本学の学生向けに、就職活動を進めるために押さえておきたい基本的な事柄をまとめた「就職活動ハンドブック」を作成し、2年次生を中心に配布しています。

Web面接室

オンラインで行われる面接や企業説明会、インターンシップに参加する際に、通信環境を完備した Web 面接室を利用できます。使用されるには事前の予約が必要です。

閲覧・利用できる資料

- ・就職関連雑誌、情報誌
- ・就職関連図書…貸出しも行っていきます。

15 施設設備

◆施設設備の使用にあたって

大学の施設・設備は学生のみなさんが利用します。大切に取扱い、また他の利用者に迷惑がかからないよう心がけましょう。

喫煙場所

大学の建物内は全面禁煙となっています。喫煙は屋外の灰皿が設置してある場所のみとし、歩きタバコ、吸殻のポイ捨ても禁止です。

通路・廊下

各フロアには非常口が設けられています。災害時、迅速に避難できる様に通路や廊下には絶対に物を置かない様にしてください。

設備を破損した場合

ガラスや設備を破損した場合、またはこれらの破損を発見した場合は速やかに財務課（本部棟2階）、小浜キャンパスは企画サービス室、あわらキャンパスは事務室まで報告してください。

バーベキュー等を行う場合

バーベキュー等を行う場合、永平寺キャンパスでは「バーベキュー使用願」を財務課（本部棟2階）に提出してください。なお、バーベキューが可能な場所は「体育館西側の芝生広場」および「生物資源学部棟北側の芝生広場」のみです。小浜キャンパスでは、同申請書を企画サービス室へ提出し、あわらキャンパスでは、事務室に提出してください。必ず許可を受けるとともに、場所などの指示に従って火災を起こすことの無いよう十分注意してください。

◆駐車場、駐輪場

自動車、バイク、自転車で通学し、キャンパス内駐車場、駐輪場を使用する場合は、「学生・教職員駐車場使用届（※）」を申請してください。永平寺キャンパス、小浜キャンパス、かつみキャンパスはネットで申請が可能です。

あわらキャンパスは事務室に紙で申請してください。構内道路上での駐車は交通の妨げとなるので絶対しないでください。

また、降雪時は除雪の妨げになるため、駐車場に車を放置して帰らないでください。

駐車場、駐輪場の盗難・事故について、大学

は責任を負いません。

◆教室・学部棟

時間割等に記載されている授業等で使用する教室や教員の研究室の番号は以下のような意味を持っています。

(例)

L	1	0	8
棟記号	階数	番号	

棟記号

永平寺キャンパス

- A … 講堂・多目的ホール
- L … 共通講義棟
- B N、BW … 生物資源学部棟
- N … 看護福祉学部棟
- E … 経済学部棟
- I … 図書館棟

小浜、かつみキャンパス

- M … 海洋生物資源学部棟

あわらキャンパス

- A … 管理・研究棟
- K … 教育棟

利用の手続き



クラブ・サークル等で教室を使用する場合、永平寺キャンパスは教育推進課で使用状況を確認後、財務課に、小浜キャンパスは企画サービス室、あわらキャンパスは事務室に「施設使用許可願」を提出し、許可を得てください。使用する際は、他の教室利用者に迷惑がかからないようにしてください。

◆体育施設

体育館・グラウンド等の体育施設の使用を希望する場合は、「施設使用許可願」を財務課（本部棟2階）、小浜キャンパスは企画サービス室に提出して、許可を得てください。

ただし、体育の授業時間内は使用できません。

※ 学生・教職員駐車場使用届

永平寺キャンパス	小浜、かつみキャンパス
 https://forms.gle/442ZiQBecAyHv1t2A	 https://forms.gle/yZLWVSYvkSNKwclU6

◆図書館

開館時間

開館	開講期		休業期
	月 金	9:00～17:00 夜間延長 永平寺 17:00～21:30 小 浜 17:00～21:00	9:00 ～17:00
土	9:00～17:00	—	
閉館	・日曜日、国民の祝日、休業期の土曜日 ・年末年始(12月29日～翌1月3日) ・月末整理(1、7月を除く月の平日最後の日) ・その他図書館長が必要と認めた日		

利用上の注意

- ・静粛を保ち他の利用者の迷惑になる行為をしないこと
- ・協議、集会その他の会合に類する行為をしないこと
- ・飲食、喫煙、携帯電話(通話)の使用をしないこと。ただし、ペットボトル等ふたの付いた飲み物は可
- ・デジタルカメラ等で館内、資料の撮影をしないこと
- ・その他、係員の指示に従うこと

貸出

①貸出期間と貸出冊数

区 分	貸出期間	貸出冊数
学生	2週間以内	5冊以内
研究科所属の学生	2か月以内	20冊以内
上記以外	2週間以内	5冊以内

②貸出手続

借りたい図書と学生証をカウンターに持参し、貸出手続きを受けてください。

③返却手続

貸出を受けた図書は、期限までにカウンターへ返却してください。

④督促および貸出停止

貸出期限を超過した場合、督促を行います。なお、返却されるまで新規貸出は停止されます。

⑤弁償

学術資料を汚損、破損、亡失した場合修復または補充に要する費用を負担していただきます。

すので、取扱いに注意してください。

⑥貸出禁止の資料

- ・禁帯出の表示がある図書
- ・逐次刊行物
- ・製本雑誌
- ・新聞(縮刷版を含む)
- ・視聴覚資料

資料検索

永平寺キャンパス、小浜キャンパス、あわらキャンパスの図書館(室)の蔵書を検索できます。

電子ジャーナル・データベースの利用

本学が契約する電子ジャーナル、データベースは、下記端末で閲覧できます。

①永平寺キャンパス・小浜キャンパス図書館閲覧室のPCから利用できます。

②学内ネットワークに接続されたPC等から利用できます。

書庫入庫

書庫に入庫する場合は、図書館カウンターに申し出てください。

レファレンス・サービス

カウンターでは、次のサービスを行います。

①文献所在調査

②人名、地名、言葉、事柄等の事項調査

③特定のテーマに関する調査、資料紹介

文献複写

本学の学術資料を教育・研究のため著作権にもとづき、その範囲内で、複写することができます。図書館長の許可が必要ですので、図書館カウンターに申し出てください。

相互貸借

本学に所蔵していない学術資料を全国の大学図書館、県内の公共図書館から借りることやコピーを取り寄せることができます(有料)。図書館カウンターまたはマイライブラリにて申し込んでください。

他大学図書館の利用

紹介状等が必要な場合は、発行しますので、時間に余裕をもって図書館カウンターへお越しください。

◆図書館棟ロビー

ロビーは、休憩、談話、グループ学習、自習などに利用できます。カフェ・スペースとして自動販売機を備えていますが、以下のルールを守ってください。

	飲食できるもの	飲食できないもの
食べ物	軽食(パン、おにぎり等)	においの強いもの、汁もの、カップ麺、カレー等
飲み物	ジュース、お茶、牛乳等	アルコール飲料

角机・新聞台は飲食禁止です。丸机・ソファで飲食してください。

◆情報演習室

情報演習室は、授業・演習等で使用している場合を除き、下記のとおり利用できます。

ただし、授業以外の時間帯においても、オンライン授業を受けている学生や勉強している学生もいることを考えて静かに利用しましょう。

◎永平寺キャンパス

利用できる演習室および利用時間

- ・各学部棟の情報演習室(※)
- ・共通情報演習室

※各学部棟にある情報演習室については、学部によって取扱いや利用時間等が異なるので、各自掲示等により確認してください。

共通情報演習室の利用時間

利用時間	月～金曜日 9:00～20:00
利用できない日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始(12月29日～翌1月3日) ・夏季・冬季・春季休業日 ・その他、管理者が定める日 ※ただし、休業期間中は第1共通情報演習室のみ、平日9:00～17:00の間利用が可能です。

利用手続

情報演習室等を利用しようとする場合は、福井県立大学情報システム利用要領に従って利用手続きを行ってください。

禁止事項

福井県立大学情報システム利用要領に規定

する遵守事項に違反すること、および情報演習室等において次の行為を行うことを禁じます。

- ①コンピュータ、関連機器およびマニュアル等の無断持ち出しや破損行為
- ②マニュアルや出力紙、ゴミ等の放置
- ③室内での携帯電話等の会話使用
- ④室内での飲食や喫煙行為
- ⑤室内への濡れた傘の持込み(水漏れがないようにナイロン袋等に入れた傘は可)
- ⑥土足での入室や、靴箱外への靴やスリッパの放置

利用上の注意

- ①印刷用紙の使用量が上限値(出力場所に関わらずユーザID毎に年間300枚)を超えてはいけません。ただし、教育研究上正当な理由があれば、印刷用紙の上限値を変更することができますので、情報センター(図書館棟2階)に現金を納めて下さい。単価は20枚追加で10円です。
 - ②その他、担当職員の指示に従ってください。
- ◎小浜キャンパス

利用できる演習室および利用時間

- ・情報処理演習室

情報処理演習室の利用時間

利用時間	月～金曜日 8:00～24:00 ※休業期間中も同じ
利用できない日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始(12月29日～翌1月3日) ・その他施設管理上支障のある日 ※ただし、土曜日、日曜日、祝日については、事前に許可を受けて8:00～17:00の間利用が可能です。

◆学生会館(永平寺キャンパス)

談話室、ホール

1階に談話室、ホールを設けていますので、休憩や談話などに利用してください。ホール等を使用する場合は、財務課(本部棟2階)に「施設使用許可願」を提出し、許可を得てください。

売店・書店

1階に売店、書店があります。営業時間は以下のとおりです。

営業時間	月～金曜日 9:00～17:00
休業日	・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始(12月29日～翌1月3日) ※大学が休業期間中の営業日および営業時間等はその都度掲示します。

◆県大レストラン

永平寺、小浜キャンパスに県大レストランがあります。

◎永平寺キャンパス 県大レストラン

場所	学生会館1階
営業時間	月～金曜日 11:30～15:00
休業日	・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始(12月29日～翌1月3日) ※上記以外の休業等については、その都度お知らせします。

◎小浜キャンパス 県大レストラン

場所	交流センター2階
営業時間	不定休 11:00～15:00
休業日	年末年始(12月29日～翌1月3日) ※上記以外の休業等については、その都度お知らせします。

県大レストランの隣には、一般の方向けのレストラン「キッチンBOO(キッチンブー)」が併設されています。

◆講堂・多目的ホール

「地域社会と連携した開かれた大学」を推進する施設として、永平寺・小浜両キャンパスに講堂や多目的ホールなどが設置されています。入学式、卒業式などは永平寺キャンパスの講堂で行います。また、公開講座や講演会等の開催をはじめ、地域住民の学習活動支援のために一般にも貸し出ししています。

学生のみなさんが施設の使用を希望する場合は、事前に永平寺キャンパスは財務課(本部棟2階)に、小浜キャンパスは企画サービス室に施設使用許可願を提出し、許可を得てください。

◎永平寺キャンパス

施設名	収容人数
講堂	700人
多目的ホール	170人

◎小浜キャンパス

施設名	収容人数
多目的ホール	170人
102 セミナー室	30人
103 セミナー室	30人
104 講義室	35人
和室	20人

◆永平寺町・新町ハウス

永平寺町・新町ハウスは、永平寺町松岡吉野塚地区の住民から永平寺町に寄附された住宅を、同町から無償で借り受け、本学の施設として活用しているものです。

吉野塚地区には、地域の祭りや行事など、古くからの地域文化・生活コミュニティが残っています。また、新町ハウスは、福井ならではの生活様式を反映した民家をそのまま活用しており、地域の生活文化を一層身近に感じることが出来ます。

学生のみなさんも、大学関連イベント・会議等の開催や、ゼミ活動、部活動・サークル活動、地域住民との交流イベント(祭事等)、その他様々な活動の場として活用できます。

使用を希望する場合は、原則2週間前(人数が多い[20名以上]行事の場合は1か月前)までに、使用申請書を財務課(本部棟2階)に提出し、許可を得てください。

なお、当施設の性格上、近隣の迷惑にならないよう最大限の配慮が必要となる他、いくつか注意事項がありますので、それらをよく理解して利用してください。

利用時間	9:00～20:00(宿泊時以外)
利用できない日	・年末年始(12月29日～翌1月3日) ・その他、管理者が定める日

◆World Café(永平寺キャンパス)

「World Café(ワールドカフェ)」は、学生が気軽に英語を話したり、留学生と交流したりする部屋です。外国語や異文化を「楽しみながら学ぶ」空間を目指しています。

外国人インストラクターとの英会話を自由に楽しむことができるほか、TOEIC 試験対策や多言語学習、留学情報の収集をすることもできます。テレビで海外の映画を見たり、新聞や雑誌を読んだり、ゲームやクイズを楽しんだりして、友人や留学生、インストラクター、学生スタッフとリラックして語り合うことができます。

日本語での会話も、途中参加・途中退出も自由で、英語だと身構えることなく気軽に参加しています。

(運営に携わる学生スタッフを年2回募集しています。)

開室時間	11:00～17:00 (大学休業日を除く月曜から金曜)
図書・資料	TOEIC 問題集、リスニング CD 付き洋書、各国英語旅行ガイドブック、ボードゲーム、海外留学情報誌、日本語学習者向け雑誌など常備

◆Ocean's X(小浜キャンパス)

小浜キャンパスでは、外国語会話と多文化交流を目的とした交流スペース「Ocean's X(オーシャンズエックス)」を開設しています。

海に見える小浜キャンパスで世界と交流するスポット。TOEIC 試験対策やレポートの添削はもちろん、インストラクターを囲んでの英語でのディスカッションやゲームなどを楽しんでいます。

日本語での会話も、途中参加・途中退出も自由で、英語だと身構えることなく気軽に参加しています。

開室時間	9:00～18:30 (大学休業日を除く月曜から金曜) ・インストラクター在室日時 火・木曜日 16:30～18:30 金曜日 15:30～17:30
図書・資料	映画による英語学習ソフト、TOEIC 問題集、海外情報雑誌など常備

16 学生生活全般

◆落とし物・忘れ物

学内において、落とし物や忘れ物をしたとき、見つけたときは直ちに学生カウンターに届け出てください。

なお、届けられた落とし物・忘れ物は学生カウンター等に保管していますので、早めに確認に来るようにしてください。一定期間保管後、警察署に引き渡します。

自分の持ち物には学籍番号や名前を記入するようにしてください。

◆盗難・不審者

学内には学生の他、様々な方が出入りできます。盗難の発生に備え、以下のことに注意してください。

- ①持ち物から目を離さない
 - ②荷物を置いたまま席を離れない
 - ③貴重品は常に身に付けておく
- “学内だから安心”は禁物です。

自己管理を徹底して盗難防止に努めてください。

なお、キャッシュカードやクレジットカードを紛失した場合は、悪用されないようにすぐに金融機関やカード会社に連絡してください。

また、学内で不審者や不審物を見かけた場合、永平寺キャンパスは財務課(本部棟2階)、小浜キャンパスは企画サービス室、かつみキャンパスは事務室、あわらキャンパスは事務室へ直ちに通報してください。

大学では防犯ブザーを無償で貸し出しています。利用を希望する場合は学生カウンターへ申し出てください。

◆アルバイト

アルバイトは、生活設計をきちんと立て、学業や学生生活に支障のない範囲で、また健康や安全を十分に考えて、無理なく就労できる職種を選ぶようにしてください。

求人情報の掲示

アルバイト求人情報は、学生掲示板または大学ホームページの「つぐみ掲示板」に掲示しますが、危険な職種、深夜におよぶ職種など、教育上不適当と思われるものは掲示しません。

また、掲示された労働条件等が事実と違った場合などは、速やかに学生カウンターまで連絡

してください。

申込手続き

アルバイトの申し込みは、直接、求人先と連絡を取って行ってください。

注意事項

アルバイトを探す場合は、高賃金や興味本位に惑わされ、内容の確認を怠りトラブルが生じることのないように十分注意してください。

就労にあたっては、まじめで責任ある態度で臨み、無断でやめること、欠勤や遅刻をすることのないよう注意してください。

◆アパート等での生活

入居にあたっては規則を守り、他の入居者に迷惑をかけることのないよう十分に注意してください。

深夜におよぶ交友、路上駐車、ゴミの出し方などで他の入居者や地域住民に迷惑をかけることのないよう注意し、地域住民との交流を図るなど、有意義な学生生活を送るよう努めてください。

◆海洋生物資源学部1年次生の皆さんへ

2年次生から海洋生物資源学科の皆さんは、小浜キャンパスで、先端増養殖科学科の皆さんは、小浜キャンパスとかつみキャンパスで講義を受けることになります。

小浜キャンパス、かつみキャンパス周辺のアパート・マンション等の情報の案内は10月上旬に時間を設けて行います。

それ以前にアパート・マンション等の情報に入手したい学生は、各自で調べるようにしてください。大学が所有する学生寮はありません。

なお、小浜キャンパス、かつみキャンパス近郊へ通学のために引越しをされる場合、費用の一部助成を行っています。詳細は、小浜キャンパス企画サービス室までお問合せください。

◆不審電話等

振り込め詐欺や大学等の名称を語って、住所、生年月日、携帯電話番号などを尋ねる不審な電話が自宅や帰省先にかかってきたときは、すぐに返答することのないよう十分注意し、家族にもその旨伝えてください。

不審な電話があった場合は、相手の電話番号、職名、氏名、会社名などを確認するとともに、速やかに学生カウンターへ連絡してください。

なお、大学からの電話は主に以下の番号で発信されます。

永平寺キャンパス	0776-68-8292 0776-68-8288 0776-68-8289
小浜キャンパス	0770-52-6300
かつみキャンパス	0770-52-7305
あわらキャンパス	0776-77-1443

◆一般者の学内での広報活動等

一般者の大学構内でのチラシ等の配布、募金活動等は、大学(財務課、小浜キャンパス企画サービス室またはあわらキャンパス事務室)の許可を受けた者だけが活動できることとなっています。

学内で、許可なく勧誘行為、販売行為をすることは禁止されていますので、許可証を確認するなど、勧誘等には十分注意してください。

◆大学広報に関するお願い

大学では、魅力ある大学として受験生や地域社会に積極的にアピールしていく必要があることから、日頃から大学の取組みや研究成果などについて積極的な情報発信に心がけています。学生の方のさまざまな活動についてもさらに情報発信を進めていきますので、以下の活動などについてぜひ、総務広報課(本部棟2階)までお知らせください(事前・事後いずれでも可能です)。内容により、大学ホームページや広報誌・SNSの掲載、報道機関や各種メディアへのお知らせとして広報します。

対象となる事項の例

- ・クラブ・サークルの発表会、試合、受賞、地域活動
- ・ゼミでの研究活動、地域活動、企業見学会
- ・グループや個人での活動(地域交流、国際交流、起業、ボランティアなど)等

◆SNS利用上の注意点

発信する内容は慎重に考えてください。インターネット上での心ない書き込みが、大きなトラブルに発展することがあります。利用にあたっては、他者に迷惑や被害が及ぶことがないよう、下記に十分注意しマナーを守ってください。

- ・他者の個人情報については、許可なく掲載および書き込みしないこと。
- ・他者を誹謗・中傷する書き込みをしないこと。
- ・アルバイトなどの職務上で知り得た情報を掲載および書き込みをしないこと。
- ・モラルに反する書き込みをしないこと。

◆災害ボランティア活動登録について

福井県立大学災害ボランティア活動支援指針に基づき、災害時にボランティア活動をしていただける方を募集し事前に登録しています。

学生カウンターにある災害ボランティア登録申込用紙に必要な事項を記入し提出してください。随時受け付けています。災害が発生し、国や公共団体などから災害ボランティアの要請があった場合は、速やかに登録されたメールアドレスに連絡します。登録をしても、災害ボランティア活動に参加するかどうかは自由です。参加を強制されたり、参加しないことで不利益を受けたりすることはありません。

登録の期間は、登録の日から卒業(修了)の日までです。登録は、いつでも取り消すことができます。取り消したい場合は学生カウンターに申し出てください。

◆その他のボランティア募集情報について

募集情報の掲示

ボランティア募集情報は、学生掲示板等に掲示します。

申込手続き

ボランティア活動の申し込みは、直接、募集先と連絡を取って行ってください。

注意事項

掲示された募集条件等が事実と違った場合などは、速やかに学生カウンターまで連絡してください。

17 交通安全

◆運転するにあたって…

キャンパス内駐車場、駐輪場を利用する学生は、任意保険に加入し、「学生・教職員駐車場使用届(※)」を申請してください。永平寺キャンパス、小浜キャンパス、かつみキャンパスはネットで申請が可能です。

あわらキャンパスは事務室に紙で申請してください。

交通事故は加害者・被害者を問わず、また、本人や家族にとっても精神的・経済的に多くの負担となります。

そのため、自動車やバイク等を運転する者は自動車損害賠償責任保険(自賠責)はもちろんのこと、任意保険に加入することが最低限の責務です。

また、安易に自動車やバイク等を友人に貸すことはやめてください。任意保険の対象外になっている場合があります。

自動車やバイクを運転する時には、飲酒運転をしないことはもちろん、交通法規の遵守に努め、交通違反・交通事故を起こさないように注意し、周りの人や車に迷惑をかけない思いやりのある確実で安全な運転を心がけてください。

◆交通事故が起きたとき…

交通事故が起きた時は、落ち着いて以下のとおり対処しましょう。

- ①まず、人命第一!すぐに119番。負傷者等を放置したまま逃げてはいけません。逃げた場合は重大な刑罰が待っています。
- ②事故の続発を防ぐため、負傷者を安全な場所に移動させてください。他の交通の妨げにならないよう車を移動してください。
- ③ケガ人がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、可能な応急処置を施しましょう。
- ④110番通報!事故の状況・時間を記録しましょう。
- ⑤簡単に示談に応じず、必ず警察に事故検分を依頼しましょう。後で相手方から法外な要求をされることがあります。
- ⑥保険会社にも連絡しましょう。
- ⑦症状がなくても、必ず医師の診察を受けておきましょう。交通事故の場合、保健管理室では応急処置や紹介状発行の対応はできません。

医療機関を受診する場合には、健康保険証ではなく保険(自賠責)での対応になります。

必ず警察に連絡し、指示に従ってください。

◆大学への届出

交通事故(人身・物損事故)を起こしたとき、また、事故に遭ったときは、必ず大学(就職・生活支援課)へ連絡するとともに、「事故報告書」を提出してください。

重大な事故の場合は、懲戒処分(訓告、停学、退学)の対象になることもあります。安全運転を心がけてください。

◆交通事故についての相談機関

福井県交通事故相談所(相談無料)

交通事故が発生した場合、相手方との交渉や示談等の各種手続などで戸惑うことが数多くあります。そんな時は、お気軽に交通事故相談所をご利用ください。加害者、被害者問わず専門の相談員が中立公平にアドバイスいたします。

①電話相談



電話番号:0776-20-0518(面接予約もこちら)
月・火・木・金曜日 9:00~16:00
(水・土・日曜日、年末年始は除く)

②面接相談

※要事前予約(上記電話番号まで)

	曜日	住所
福井	月・火・木・金 (予約時のみ) 9:00~16:00	〒910-0003 福井市松本3丁目 16-10 福井県職員会館4階
敦賀	火(予約時のみ) 10:00~15:30	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目 7-42 敦賀合同庁舎1階

※ 学生・教職員駐車場使用届

永平寺キャンパス	小浜、かつみキャンパス
 https://forms.gle/4A2ZiQBecAyHvlt2A	 https://forms.gle/yZLWVSYnkSNKwclJ6

18 悪質商法

成年年齢が 18 歳に引き下げられ、社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法の増加が懸念されます。悪質商法は、巧妙な手口で若者を狙っていますので注意してください。

こんな言葉には要注意!

- ・絶対に儲かります。損はさせません。
- ・あなただけ特別です。
- ・簡単に稼げます。
- ・友人を紹介したら手数料を払う。

◆悪質商法の特徴や問題点

①アポイントメントセールス

「景品が当たった」「あなたが当選した」「無料サービスします」「会ってお話したい」等と勧誘目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを売りつける。その際、異性間の感情を利用したものを「デート商法」ともいう。

②キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査等と称して近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、商品や役務の売買契約を結ばせる。

③マルチ商法

商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。販売業者の成功話と違って売れない商品を抱え込む等問題が多い。

④資格商法

公的資格を掲げて「講座を受ければ国家試験免除」と偽る。

⑤ワンクリック請求

Web サイトや電子メール、SMS などのメッセージに記載された URL を一度クリックしただけで、一方的に、サービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められる。

◆被害にあわないためのポイント

キーワードは「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

う うまい話を信用しない!

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

そ そうだんする!

ひとりで判断せず、家族、知人、相談機関に相談を

つ つられて返事をしない!すぐに契約しない!

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう

迫ってきます。

き きっぱり!はっきり!断る!

あいまいな返事をせず、キッパリ!断る!

◆クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで商品等の購入契約をした後でも、これを解約することができる制度をクーリング・オフといいます。

クーリング・オフには、期間の制限があり、契約書面を受け取った日から8日以内(マルチ商法は20日以内)であれば、書面によって解約ができます。

買ってから失敗したと思ったら、期間内に手続きをしましょう。

クーリング・オフ(解約)をしたいときは

- ・書面を発送する日が契約書面を受け取った日から8日以内にあたるか確認します。
- ・内容証明郵便か書留郵便で販売業者に「解約」を通知します。
- ・購入した商品を送り返すときには、発送の費用はすべて先方負担(料金受取人払い)で処理します。
- ・現金で買った場合でも契約書類や領収書は、必ずとっておく。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフもすべてに有効ではありません。次に掲げるような場合は解約ができません。(例)

- ・3,000円未満の取引で商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- ・通信販売で購入した場合
- ・化粧品や合成洗剤などの消耗品を一部でも使った場合(但し、消費者がそのことを書面で知らされていない場合は問題ない)
- ・乗用車を購入する場合

◆困った時はすぐ相談

相談機関	電話番号
福井県消費生活センター	0776-22-1102
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830
福井県警察本部(悪質商法110番)	0776-24-4194

19 ハラスメント

本学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」と「ハラスメントの防止等に関する指針」を定めています。

◆ハラスメント等とは

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動で、他の人に不当な不利益や苦痛を与えることです。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の地位を悪用して、他の人に不当な不利益や苦痛を与えることです。

その他の人権侵害行為

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向に対する差別など基本的人権を侵害する行為のことを差します。

◆ ハラスメント等に関する専門の相談員

本学では、ハラスメント等の人権侵害行為に関して相談に応じる専門の相談員（教員4名、カウンセラー等6名）を置いています。

相談内容

デートDV やストーカー、アルコール・ハラスメント・SNSに関係する悩みなども受け付けます。

自分ではハラスメントかどうかははっきり判断できないときでも、遠慮せず早めに専門の相談員に連絡してください。

卒業後でも、本学に在学中の問題については相談できます。

専門の相談員の役割

相談の秘密を堅く守ります。必要な知識と情報を提供し、相談者の意向を尊重しながら、解決策をともに考えます。

相談員のリストと連絡方法はリーフレット、学内ポスター、大学のホームページ（「学生生活」→「在学学生の方へ」→「ハラスメント防止対策」）をご覧ください。

相談の方法

- ・相談者の所属に関わらず、専門の相談員のなかから自由に選ぶことができます。
- ・電話、メール、面談のいずれの手段でも可能で

す。また、匿名でも相談できます。

- ・信頼する人に付き添ってもらうこともできます。
- ・大学に公式の対処を求めたいときも、まず専門の相談員にお申し出ください。

◆面談可能日と場所

相談員別	相談日時	場所
教員	随時	研究室他
カウンセラー	学内ポスターの掲示をごらんください。	保健管理室 (永平寺キャンパス学生会館2階)
カウンセラー 精神科医他	学内ポスターの掲示をごらんください。	和室他 (小浜キャンパス交流センター)

ハラスメント問題の解決には専門的な知識やスキルが必要です。専門の相談員以外の人に相談すると、その人に悪意はなくても問題がこじれることがあります。

ハラスメントかもしれないと思ったときは、真っ先に直接、上記の専門の相談員に相談してください。

ハラスメント問題・相談の申し込みは、
fuksodan@fpu.ac.jp
obamsodan@fpu.ac.jp
を通じて直接おこなってください。

20 飲酒と喫煙

◆お酒は20歳になってから

20歳未満の者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、事件・事故につながりやすく、事件等が起きた時には、社会的にも大きな影響を与えます。

◆学内での飲酒

大学構内では、教員等の監督者がいない学生だけの飲酒行為は禁止です。

◆アルコール・ハラスメントとは

アルコール・ハラスメントとは、飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害を指します。命を奪うこともありますので、以下のような行為は絶対にしないでください。

①飲酒の強要

上下関係、クラブ・サークルの伝統の罰ゲームなどで飲まざるをえない状況にする。

②イッキ飲ませ

イッキに飲ませたり早飲み競争をさせたりする。

③意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して飲み会を行った場合は、傷害行為に当たる。

④飲めない人への配慮を欠くこと

体質や意向を無視して飲酒を勧める。飲み会に酒類以外の飲み物を用意しない。

⑤酔ったうえでの迷惑行為

酔って絡むこと、悪ふざけ、暴言、暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

※アルコール・ハラスメント被害の相談は、P27「19 ハラスメント」を参照

◆飲酒運転を絶対にしない、させない

飲酒運転は運転者本人だけでなく、お酒を提供した人や運転させた人、同乗した人も厳しく罰せられます。飲酒運転が非常に危険な行為であることを十分理解した上で、運転者とその周囲の人が、飲酒運転は「しない!」「させない!」という強い意志を持ち、みんなで協力することが大切です。

<飲酒運転をなくすための3つの約束>

- 1 お酒を飲んだら運転しない
- 2 運転する人にはお酒を飲ませない

3 お酒を飲んだ人には運転させない
※飲酒運転は、懲戒処分の対象になります。

◆学内での喫煙

大学の建物内は全面禁煙となっています。喫煙は屋外の灰皿が設置してある場所のみとし、歩きタバコ、吸殻のポイ捨ても禁止です。

◆たばこってそんなに問題なの？

たばこの害はニコチン、タール、一酸化炭素をはじめとして4000種類以上の化学物質を含み、そのうち人体に有害なものは250種類以上、発がん物質も50種類以上含みます。肺がんだけでなく全身のがん、脳卒中や心筋梗塞など様々な病気を引き起こします。また、酸素の運搬が妨げられ、脳の働きも低下します。ほんのわずかな受動喫煙も有害です。

◆ニコチン依存症

ニコチン依存症は、血中のニコチン濃度がある一定以下になると不快感を覚え、喫煙を繰り返してしまう疾患です。喫煙をやめられない人は医療機関で禁煙治療を受けることができます。

21 ストーカー対策

◆ストーカー規制法とは

「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律です。

◆ストーカーとは・・・

ストーカー規制法において、規制の対象となるのは「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つです。

つきまとい等

恋愛感情や好意の感情、あるいは、その感情が受け入れられなかったことへの怨恨(不満)のために、あなたやあなたの家族などに対して、次の8つの行為のいずれかをすることをいいます。

- ①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ②監視していると告げる
- ③面会・交際など義務のないことを要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、拒否されたのに連続電話
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害

ストーカー行為

同一の者に対して、「つきまとい等」を繰り返して行い又は承諾なく「位置情報無承諾取得等」を行うことを「ストーカー行為」といいます。

◆対策

被害を未然に防ぐために

・意志を示しましょう

イヤだと思うことを無理に受け入れず、イヤなものはイヤとはっきりと示す勇気を持ちましょう。

・個人情報の管理

スマホのGPS設定をオフにする、SNSやブログの更新を控える、郵便物を捨てる際はシュレッダーにかけるなど、安易に個人情報を相手に知られることのないように努めましょう。

被害を拡大させないために

・警察への相談

警察に相談することで、相手に対して警告や

検挙等の対応をとってもらうことができます。また、警察ではあなたの身を守る方法を教えてくれます。事が大きくなる前に、できるだけ早く相談しましょう。

・避難

「逃げたら負け」という考えは間違いです。毅然とした態度をとることももちろん大事ですが、取り返しのつかないことになった事例も多くあります。危険を感じる事があれば、相手が知らない場所や、一時保護施設等に避難することを考える必要があります。

これだけはやっておこう!

・周りに相談

何かが起きてからでは、遅すぎます。「恥ずかしい」「大げさにしたくない」の考えは不要です。信頼できる家族や友人に相談しましょう。

・証拠を残す

証拠となるメールや写真などは、消さずに保存しておくことが重要です。USBメモリやPCなどにバックアップして、いざとなったときの動かぬ証拠にしておきましょう。記録を残すものとしては、着信履歴もあります。相手がした行為(いつ、どこで、何をした)ということ記録することも有効な場合があります。

◆被害に悩むあなたへ

自分たちを守ることを第一に考えましょう。ひとりでは悩まず、些細なことだと思わず、すぐ相談しましょう。

◆相談機関

相談機関	電話番号
緊急通報	110
警察安全相談	#9110 または 0776-26-9110
性犯罪被害相談電話	#8103 または 0120-292-170(フリーダイヤル)
性暴力に関する相談	#8891 または 0120-8891-77(フリーダイヤル)

または、近くの警察署へ。

その他、「ハラスメント等に関する専門の相談員」に相談するのも有効です(P27「19 ハラスメント」参照)。相談員は、警察への通報・相談の際にも、あなたをサポートしてくれます。

22 薬物乱用防止

◆薬物乱用は「ダメ。ゼツタイ。」

薬物を乱用することは、心と体をボロボロにするだけでなく、友達や家族を巻き込み、大切な人生を台無しにしてしまいます。

薬物乱用を防ぐために、一人ひとりが本当の恐ろしさを理解し、正しい知識を持つことが大切です。

薬物乱用とは

社会的常識、特に医学的常識を逸脱して薬物を使用することをいいます。

つまり、医療上は薬物を必要としない場合や、たとえ必要であっても必要以上の薬物を時々または絶えず使用する行為で、医療目的から逸脱した薬物の使用のことです。医師の処方による使用等、合法的なものでなければ、たとえ1回の使用であっても乱用です。

薬物乱用は重い犯罪です

薬物乱用から国民の健康と安全を守るため「麻薬及び向精神薬取締法」「大麻取締法」「覚せい剤取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法」などの法律があります。麻薬や大麻、覚せい剤を輸入したり、製造したり、あるいは有償、無償を問わず他人に渡したり、他人から受け取ったり、所持したり、使用したりすると厳しく罰せられ、単に持っているだけでも処罰されます。

薬物乱用へのこのような誘いに注意!

薬物乱用への甘い誘いに気をつけよう。

- ・面白いクスリがあるよ
- ・イライラがとれてすっきりするよ
- ・眠気がとれて、勉強ができるよ
- ・みんなやってるよ
- ・ただの栄養剤だよ
- ・1回だけなら平気だよ
- ・肌がきれいになるよ
- ・やせられるよ

■大学内相談窓口

保健管理室（学生会館2階） 代表：0776-61-6000（内線1601） 直通：0776-68-8290

■薬物問題に関する相談窓口

福井県健康福祉部健康医薬局医薬食品・衛生課薬務G 0776-20-0347
福井県警察本部組織犯罪対策課 0776-21-4618
福井県精神保健福祉センター 0776-26-4400

■保健所薬物相談窓口

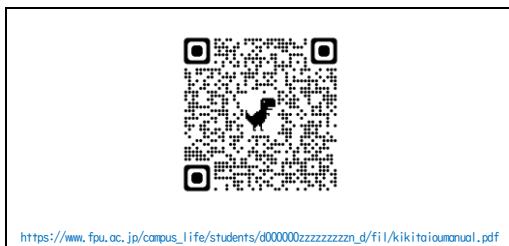
福井県福井健康福祉センター 0776-36-1116
福井県坂井健康福祉センター 0776-73-0600
福井県奥越健康福祉センター 0779-66-2076
福井県丹南健康福祉センター 0778-51-0034
福井県嶺南振興局二州健康福祉センター 0770-22-3747
福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター 0770-52-1300

23 防災

◆危機管理マニュアル

危機管理について基本的な方針を定め、学生等の安全確保および財産の保護を図ることを目的とした福井県立大学危機対応(実践)マニュアルが策定されています。下記よりダウンロードしてご覧になれます。

福井県立大学危機対応(実践)マニュアル



◆避難および通報

各種災害に応じ、危機対策本部を設置し、教職員が中心となって災害への対応を行います。学生の皆さんは、教職員の誘導に従い、避難場所への移動をしてください。

なお、最終的な避難集合場所は原則として永平寺キャンパスでは「多目的広場」、小浜キャンパスでは「スポーツ広場」、あわらキャンパスは「芝生広場」、かつみキャンパスでは「かつみキャンパス駐車場」になっています。各避難集合場所では、点呼等により安否確認を行います。また、状況によりメールによる災害安否報告システム(セフティリンク)を活用し、安否確認を行います。

実際に火災などの現場を発見したときは、学生の皆さんは近くの教職員、警備室または保安員室へ通報してください。

◆通報先

◎永平寺キャンパス

警備室	内線 1033
財務課	内線 1012
福井警察署永平寺分庁舎	0776-61-0110
永平寺町消防本部	0776-63-0119

◎小浜キャンパス

保安員室	内線 1130
企画サービス室	内線 1111
小浜警察署	0770-56-0110
若狭消防組合消防本部	0770-53-0119

◎かつみキャンパス

事務室	内線 301 または 0770-52-7305
小浜警察署	0770-56-0110
若狭消防組合消防本部	0770-53-0119

◎あわらキャンパス

事務室	内線 1130
あわら警察署	0776-73-0110
嶺北消防組合嶺北あわら消防署	0776-73-0119